

証券コード 6314  
平成26年6月11日

株 主 各 位

大分県大分市東大道2丁目5番60号  
株式会社 石井工作研究所  
代表取締役社長 石井 光明

## 第36期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第36期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成26年6月25日（水曜日）午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

### 記

1. 日 時 平成26年6月26日（木曜日）午前10時
2. 場 所 大分県大分市東大道2丁目5番60号  
株式会社 石井工作研究所 本社ビル8階ホール  
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項  
報告事項 第36期（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）事業報告  
及び計算書類報告の件  
決議事項  
第1号議案 剰余金処分の件  
第2号議案 取締役4名選任の件  
第3号議案 監査役1名選任の件  
第4号議案 補欠監査役1名選任の件  
第5号議案 退任取締役及び退任監査役に対し退職慰労金並びに退職弔慰金贈呈の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎本招集ご通知は当社ホームページ (<http://www.i-kk.co.jp>) にも掲載しております。

◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「計算書類の個別注記表」につきましては、当社ホームページに掲載しておりますので、法令及び定款第18条の定めに基づき、報告事項に関する添付書類には記載しておりません。

◎株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、当社ホームページに掲載させていただきます。

(提供書面)

## 事業報告

(平成25年4月1日から  
平成26年3月31日まで)

### 1. 会社の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、経済政策「アベノミクス」と日銀による量的・質的金融緩和策が奏功して、円安や株高さらに家計、企業の景況感の上昇といったマインド面の改善をもたらし、実体経済面でも雇用・所得環境が改善していくなかで、消費税率引き上げ前の駆け込み需要もあって、個人消費や住宅投資の拡大、増加が続き、輸出は幾分回復して横ばいとなり、企業業績の回復などを背景に設備投資もプラスに転じるなど景気回復の動きが広がっております。

半導体業界では、薄型テレビや従来型パソコン、デジカメ等の主要セット製品の低迷が続いているものの、スマートフォンやタブレット端末などの多機能機器は好調を持続し、パワー半導体など産業向けも堅調であることから、半導体製造装置の受注は前工程を中心に回復がみられました。

このような経済状況のもとで、当社は半導体関連事業を中心に活発な受注活動を推進し、特にパワー半導体及び車載用製造装置の受注に注力しました。また、お客様のニーズに即した製品開発を推進するとともに購入品、材料等の仕入原価の低減や人件費、諸経費の節減に努めました。一方、第1四半期に生じた出荷遅れ状態は第2四半期以降徐々に改善しました。

この結果、当事業年度の売上高は30億8千9百万円（前事業年度比31.5%増）、営業損失は4千2百万円（前事業年度は3億2千2百万円の営業損失）、経常損失は1千3百万円（前事業年度は3億1千8百万円の経常損失）、当期純利益は1億円（前事業年度は3億9千4百万円の当期純損失）となりました。

セグメントごとの業績は次のとおりであります。

半導体関連事業は車載用製造装置を中心に受注の回復がみられ、全売上高の92%を占める半導体関連事業の売上高は、前事業年度比では22.5%増加し、28億5千3百万円となりました。

不動産・建築関連事業の売上高は太陽光発電装置を中心に2億3千6百万円（前事業年度比11.1倍）となりました。

## （セグメント別売上高）

（単位：百万円）

セグメントの名称	第35期 平成25年3月期	第36期 (当事業年度) 平成26年3月期	前事業年度比
半導体関連事業	2,328	2,853	122.5%
不動産・建築関連事業	21	236	1,111.8
合計	2,350	3,089	131.5

### ② 設備投資の状況

当事業年度中においては、特記すべき設備投資はありません。

### ③ 資金調達の状況

当事業年度中においては、特記すべき資金調達はありません。

## （2）直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第33期 (平成23年3月期)	第34期 (平成24年3月期)	第35期 (平成25年3月期)	第36期 (当事業年度) (平成26年3月期)
売上高(千円)	2,513,026	2,352,886	2,350,192	3,089,711
経常損失(千円)	△113,685	△389,023	△318,487	△13,076
当期純利益 (△印は損失)(千円)	△118,726	△363,460	△394,935	100,166
1株当たり当期純利益 (△印は損失)	△15円27銭	△46円76銭	△50円81銭	12円89銭
総資産(千円)	6,930,718	6,591,792	6,215,002	6,608,803
純資産(千円)	5,862,667	5,409,524	5,023,868	5,124,546
1株当たり 純資産額	754円22銭	695円94銭	646円35銭	659円34銭

### (3) 対処すべき課題

当事業年度は、半導体関連事業を中心に活発な受注活動を推進し、受注が増加しました。一方、第1四半期に生じた出荷遅れ状態は第2四半期以降徐々に改善されたものの、事業年度の売上目標を下回ったことから、6事業年度連続して、営業損失を計上することとなりました。

この結果を踏まえ、次年度において、赤字経営から脱出を図ります。

その対策として①組織改革を行ない、総力を結集して売上増強による営業利益の黒字化を図ります。②仕様確定の早期化及び出図・加工・出荷のスケジュール管理を徹底し、納期の厳守に努めます。③無駄作業・無駄部品の削減及び出荷後の早期立上げ等によるコストダウンや経費節減を徹底することを計画しております。

### (4) 主要な事業内容 (平成26年3月31日現在)

セグメントの名称	主要営業品目
半導体関連事業	半導体製造装置・液晶関連装置・金型の設計製作、精密加工部品、プラスチック成形加工品の製作、プレス加工品、電装装置の設計製作
不動産・建築関連事業	不動産事業、ホームエレベータの設計製作、太陽光発電装置の施工・販売

### (5) 主要な営業所及び工場 (平成26年3月31日現在)

- ①本社 大分県大分市東大道2丁目5番60号
- ②営業所
  - 東京営業所 東京都港区
  - 熊本営業所 熊本県熊本市
- ③工場
  - 大分曲工場 大分県大分市
  - 杵築工場 大分県杵築市

### (6) 従業員の状況 (平成26年3月31日現在)

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
245 (13) 名	6名減 (2名増)	42.1歳	20.2年

(注) パート及び嘱託社員は ( ) 内に年間平均人数を外数で記載しております。

### (7) 主要な借入先の状況 (平成26年3月31日現在)

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項 (平成26年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 30,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 7,800,000株 (自己株式27,746株を含む)
- (3) 株主数 2,897名
- (4) 大株主の状況

株主名	持株数	持株比率
有限会社 テクトロン	1,660千株	21.35%
石井 見 敏	1,341	17.25
石井工作研究所従業員持株会	906	11.66
松井証券株式会社	167	2.15
石井 光 明	148	1.91
石井 仁 海	138	1.78
株式会社 大分銀行	124	1.60
松浦 兼 昭	61	0.78
石井 貞 憲	60	0.78
渦尾 洋 之	55	0.71

(注) 持株比率は、自己株式 (27,746株) を控除して計算しております。

### 3. 会社役員 の 状況

#### (1) 取締役及び監査役の状況 (平成26年3月31日現在)

地 位	氏 名	担 当	重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	石 井 見 敏		(有)テクトロン代表取締役
取 締 役	石 井 光 明	技 術 部 長	
取 締 役	辻 野 治 弘	総 務 経 理 部 長	
取 締 役	吉 田 彰 憲	営 業 本 部 長	
監 査 役 (常勤)	衛 藤 良 一		
監 査 役	姫 野 昭 雄		姫野税理士事務所所長
監 査 役	徳 田 靖 之		弁護士法人徳田法律事務所所長

- (注) 1. 監査役姫野昭雄氏及び監査役徳田靖之氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役であり、監査役姫野昭雄氏は東京証券取引所の定める独立役員として同取引所に届け出ております。
2. 監査役姫野昭雄氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 監査役徳田靖之氏は監査役後藤末弘氏が平成25年8月30日に逝去したため、同日付で監査役に就任いたしました。
4. 監査役徳田靖之氏は、弁護士として企業法務に精通しております。
5. 監査役徳田靖之氏は、弁護士法人徳田法律事務所の所長であり、同事務所と当社は法律顧問契約を締結しております。
6. 監査役後藤末弘氏は平成25年8月30日に逝去し、同日付で監査役を退任いたしました。
7. 当事業年度の末日後の取締役の異動
- ・代表取締役社長石井見敏氏は平成26年5月13日に逝去し、同日付で取締役を退任いたしました。
  - ・取締役石井光明氏は平成26年5月14日に代表取締役社長に就任いたしました。

#### (2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	報 酬 等 の 額
取 締 役	名 4	千円 62,771
監 査 役 (うち社外監査役)	4 (3)	10,347 (1,821)
合 計	8	73,118

- (注) 1. 報酬等の額には、当事業年度に係る役員退職慰労引当金繰入額(取締役 14,387千円、監査役746千円)を含めております。
2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役3名の使用人分給与相当額18,842千円は含まれておりません。

3. 監査役の報酬等の額には、平成25年8月30日に逝去しました監査役1名の在任中の報酬等の額が含まれております。
4. 取締役の報酬限度額は、平成8年6月20日開催の第18期定時株主総会において年額150万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
5. 監査役の報酬限度額は、平成8年6月20日開催の第18期定時株主総会において年額50万円以内と決議いただいております。

### (3) 社外役員に関する事項

#### ① 当事業年度における主な活動状況

- ・取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会			監査役会		
	開催回数	出席回数	出席率	開催回数	出席回数	出席率
監査役 姫野昭雄	19回	16回	84.2%	11回	11回	100.0%
監査役 徳田靖之	11	6	54.5	5	5	100.0
監査役 後藤末弘	8	8	100.0	6	6	100.0

(注) 監査役後藤末弘氏は平成25年8月30日に逝去され、監査役徳田靖之氏は同日付で後任として就任いたしました。

- ・取締役会における発言状況

監査役姫野昭雄氏は、税理士としての見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

監査役徳田靖之氏は、弁護士としての見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

監査役後藤末弘氏は、人材育成の見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

- ・監査役会における発言状況

監査役姫野昭雄氏、徳田靖之氏及び後藤末弘氏は、それぞれ独立の立場で、かつ、専門的な見地より監査意見を形成し、議案の審議において、誠実で適切な発言を行っております。

#### ② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、監査役姫野昭雄氏、徳田靖之氏及び後藤末弘氏ともに、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としております。

## 4. 会計監査人の状況

(1) 名 称 三優監査法人

### (2) 報酬等の額

- |                                      |          |
|--------------------------------------|----------|
| ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額             | 16,200千円 |
| ② 当社が会計監査人に支払うべき<br>金銭その他の財産上の利益の合計額 | 16,200千円 |

(注) 当社と会計監査人との監査契約において、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分しておらず、かつ、実質的にも区分できませんので、上記①の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、または、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

### (4) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人三優監査法人は、監査契約の履行に伴い生じた当社の損失について、監査法人に故意または重大な過失があった場合を除き、会計監査人としての在職中の職務執行の対価としての財産上の利益の額の事業年度ごとの合計額のうち最も高い額に2を乗じて得た額を損害賠償責任の限度としております。



## 5. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

### (1) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、文書管理規程に基づき適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理することとし、保存年限に応じて閲覧可能な状態を維持することとする。

### (2) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①当社は、当社の業務執行に係るリスクの把握と管理及び個々のリスクについての管理責任者についての体制を整えることとする。
- ②リスク管理体制の基礎として、リスク管理規程を定め、個々のリスクについての管理責任者を決定し、同規程に従ったリスク管理体制を構築する。不測の事態が発生した場合には、社長を本部長とする対策本部を設置し、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整える。

### (3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①当社の経営方針及び経営戦略に関わる重要事項をはじめ、取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、その審議を経て執行決定を行なうものとする。
- ②取締役会の決定に基づく業務執行については、業務規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定めることとする。

### (4) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①法令遵守（コンプライアンス）体制の基礎として、創業理念、行動理念、経営方針をもとに法令遵守基本規程を定める。  
社長を委員長とする内部統制委員会を設置し、内部統制体制の構築・維持・向上を推進するとともに、法令遵守体制の整備及び維持を図ることとする。必要に応じて各担当部署にて、規制・基準の策定、研修の実施を行なうものとする。
- ②内部監査部門として執行部門から独立した内部監査を担当する部署を置き、法令遵守の統括部署とする。
- ③取締役は当社における重大な法令違反その他法令遵守に関する重要な事実を発見した場合には遅滞なく取締役会、監査役会及び担当部署に報告するものとする。

- ④法令違反その他の法令遵守に関する事実についての社内報告体制として、社外の弁護士、第三者機関等を直接の情報受領者とする社内通報体制を整備・運用することとする。
- ⑤監査役は当社の法令遵守体制に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。

#### (5) 監査役による監査の適正性を確保するための体制

- ①監査役がその職務を補助すべき使用人を必要とする場合は、社長が当社の使用人から監査役補助者を任命することとする。監査役補助者の評価は監査役が行ない、監査役補助者の任命、解任、人事異動等については監査役会の同意を得た上で取締役会が決定することとし、取締役からの独立を確保するものとする。
- ②監査役補助者は業務の執行にかかる役職を兼務しないこととする。
- ③取締役は、監査役に重要な会議への出席の機会を提供することとする。
- ④監査役は、社長と情報交換を行ない、また内部監査部門との連携をはかり、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行をはかることとする。
- ⑤監査役は、会計監査人に対して会計監査の結果等について随時説明及び報告を行なわせるとともに定期的に情報交換を実施することとする。

#### (6) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制並びに監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制

- ①取締役及び使用人が監査役に報告すべき事項及び時期について定めることとし、取締役及び使用人は当社の業務または業績に影響を与える重要な事項について監査役に都度報告するものとする。前記に関わらず、監査役は必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができることとする。
- ②社内通報体制の適切な運用を維持することにより、法令違反その他の法令遵守上の問題について監査役への適切な報告体制を確保することとする。

#### (7) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- ①当社は、反社会的勢力による不当要求に対し、組織全体として毅然とした態度で対応し、反社会的勢力とは取引関係その他一切の関係を持たない社内体制を堅持することとする。
- ②反社会的勢力からの接触を受けた時は、適宜に警察・弁護士等を含め外部機関と連携して組織的に対処することとする。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(平成26年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
<b>流 動 資 産</b>	<b>3,613,285</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>923,098</b>
現金及び預金	938,061	支払手形	227,194
受取手形	35,381	電子記録債務	369,361
電子記録債権	45,991	買掛金	150,748
売掛金	1,647,212	リース債務	15,588
商品及び製品	187,224	未払金	34,263
仕掛品	601,372	未払法人税等	13,877
原材料及び貯蔵品	149,828	未払消費税等	5,057
前払費用	3,852	未払費用	41,985
その他	26,452	前受収益	237
貸倒引当金	△22,093	預り金	10,493
<b>固 定 資 産</b>	<b>2,995,518</b>	賞与引当金	52,000
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>2,545,467</b>	製品保証引当金	2,290
建物	655,852	<b>固 定 負 債</b>	<b>561,158</b>
構築物	18,140	リース債務	63,016
機械及び装置	31,722	繰延税金負債	47,640
車両運搬具	3,233	役員退職慰労引当金	450,501
工具、器具及び備品	13,840	<b>負 債 合 計</b>	<b>1,484,256</b>
土地	1,748,966	<b>純 資 産 の 部</b>	
リース資産	73,710	<b>株 主 資 本</b>	<b>5,067,064</b>
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>18,293</b>	資本金	1,186,300
ソフトウェア	16,203	資本剰余金	2,757,259
その他	2,089	資本準備金	2,757,259
<b>投資その他の資産</b>	<b>431,757</b>	利益剰余金	1,135,099
投資有価証券	373,038	利益準備金	296,575
前払年金費用	48,523	その他利益剰余金	838,524
破産更生債権等	26,548	別途積立金	650,000
その他	10,196	繰越利益剰余金	188,524
貸倒引当金	△26,548	<b>自 己 株 式</b>	<b>△11,594</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>6,608,803</b>	評価・換算差額等	57,482
		その他有価証券評価差額金	57,482
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>5,124,546</b>
		<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>6,608,803</b>

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

（平成25年4月1日から  
平成26年3月31日まで）

（単位：千円）

科 目	金 額	
売 上 高		3,089,711
売 上 原 価		2,642,525
売 上 総 利 益		447,186
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		490,153
営 業 損 失		42,966
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1,197	
有 価 証 券 利 息	30	
受 取 配 当 金	8,029	
為 替 差 益	11,198	
投 資 不 動 産 売 却 益	5,212	
保 険 代 理 店 手 数 料	1,773	
雑 収 入	3,797	31,240
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	1,115	
減 価 償 却 費	178	
そ の 他	54	1,349
経 常 損 失		13,076
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	93,537	93,537
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	113	113
税 引 前 当 期 純 利 益		80,347
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	8,163	
法 人 税 等 調 整 額	△27,983	△19,819
当 期 純 利 益		100,166

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本											
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金					自 己 株 式	株 主 資 本 計 合	
		資 準 備	本 金	資 剰 余 合 計	利 準 備	益 金	そ の 他 利 益 剰 余 金					利 剰 余 合 計
							別 積	途 立 金	繰 越 剰 余 金			
当 期 首 残 高	1,186,300	2,757,259	2,757,259	296,575	1,050,000	△272,779	1,073,795	△11,513	5,005,841			
事業年度中の変動額												
別途積立金の取崩					△400,000	400,000	—		—			
剰余金の配当						△38,863	△38,863		△38,863			
当期純利益						100,166	100,166		100,166			
自己株式の取得								△80	△80			
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)												
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	△400,000	461,303	61,303	△80	61,223			
当 期 末 残 高	1,186,300	2,757,259	2,757,259	296,575	650,000	188,524	1,135,099	△11,594	5,067,064			

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	18,027	18,027	5,023,868
事業年度中の変動額			
別途積立金の取崩			—
剰余金の配当			△38,863
当期純利益			100,166
自己株式の取得			△80
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	39,454	39,454	39,454
事業年度中の変動額合計	39,454	39,454	100,677
当 期 末 残 高	57,482	57,482	5,124,546

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成26年 5月12日

株式会社 石井工作研究所

取締役会 御中

### 三 優 監 査 法 人

代表社員 公認会計士 吉川 秀嗣 ⑩  
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 大神 匡 ⑩

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社石井工作研究所の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第36期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査役会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第36期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成26年5月19日

株式会社 石井工作研究所 監査役会

監査役（常勤） 衛藤良一 ㊟

監査役 姫野昭雄 ㊟

監査役 徳田靖之 ㊟

(注) 監査役後藤末弘氏は平成25年8月30日に逝去され、監査役徳田靖之氏が同日付で後任として就任致しました。

監査役姫野昭雄氏、徳田靖之氏は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金処分の件

#### 期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと認識し、安定的な配当を行なうことを基本方針としております。

当期は、前期に引き続いて厳しい経営環境にありましたが、今後の事業展開等を勘案し、また、株主の皆様への利益還元の意義を重く認識し、次のとおりといたしたいと存じます。

#### ①配当財産の種類

金銭といたします。

#### ②配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき6円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は46,633,524円となります。

#### ③剰余金の配当が効力を生じる日

平成26年6月27日といたしたいと存じます。



## 第2号議案 取締役4名選任の件

前代表取締役石井見敏氏は平成26年5月13日に逝去され、同日付で取締役を退任いたしました。また、取締役石井光明氏及び吉田彰憲氏は、本総会終結の時をもって任期満了となり、取締役辻野治弘氏は、本総会終結の時をもって辞任により退任されますので、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
1	いしい みつあき 石井 光明 (昭和19年2月29日生)	昭和41年4月 石井工作研究所に入社 昭和54年1月 石井工作研究所の株式会社への改組に伴い、山香工場長に就任 昭和59年4月 取締役杵築工場長に就任 昭和60年2月 取締役大阪営業所長に就任 平成7年4月 取締役製品サービス課長に就任 平成8年3月 取締役生産管理部長に就任 平成11年6月 取締役退任 平成16年4月 定年退職後再雇用(部長待遇) 平成24年6月 取締役技術部長に就任 平成26年5月 代表取締役社長に就任 現在に至る	148,540株
2	いしい さとみ 石井 仁海 (昭和13年1月12日生)	昭和41年4月 石井工作研究所に入社 昭和54年1月 石井工作研究所の株式会社への改組に伴い、取締役工場長に就任 平成4年4月 取締役製造部長に就任 平成11年6月 設計部長(現技術部長)を兼任 平成17年4月 業務組織変更により取締役技術部長に就任 平成24年6月 執行役員に就任 現在に至る	138,880株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
3	しげまつ ひでのぶ 重 松 秀 信 (昭和31年7月7日生)	昭和54年4月 セナー株式会社入社 昭和57年5月 当社に入社 平成4年5月 製造部第2設計課長に就任 平成7年4月 営業部第2営業課長に就任 平成8年3月 製造部技術図面課長に就任 以後、技術部技術課長、同 第1設計課長・統括課長、 同第2設計課長・統括課 長、同大分曲工場設計課長 に就任 平成26年4月 技術部第3設計課長に就任 現在に至る	一株
4	ときえだ ふみお 時 枝 典 生 (昭和34年9月8日生)	昭和58年4月 当社に入社 平成7年4月 総務課長に就任 平成26年6月 総務経理部副部長に就任 現在に至る	一株

(注) 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

### 第3号議案 監査役1名選任の件

監査役徳田靖之氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
いとう とく 伊東 徳 (昭和23年8月31日生)	昭和51年4月 大分工業高等専門学校助手に 任官 昭和52年4月 同校機械工学科講師に就任 昭和59年4月 同校機械工学科助教授に就任 平成21年1月 同校機械工学科教授に就任 平成24年3月 同校退官 平成24年4月 同校再雇用及び大分大学非常 勤講師に就任 平成26年4月 大分大学及び大分工業高等専 門学校非常勤講師に就任 現在に至る	一株

- (注) 1. 伊東徳氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 伊東徳氏は会社法施行規則第2条第3項第8号に定める社外監査役候補者であります。
3. 伊東徳氏を社外監査役候補者とした理由は、高等専門学校において長年教育に携わり技術面の専門性と高い見識を有しており、技術面を中心に専門知識と貴重な経験を監査役監査に活かしていただけるものと期待されるからであります。
4. 社外監査役との責任限定契約の内容の概要は以下のとおりであります。  
当社と社外監査役は会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。  
当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としております。  
伊東徳氏が社外監査役に就任した場合は、当該責任限定契約を締結する予定であります。
5. 伊東徳氏は、東京証券取引所が定める独立性に関する基準を満たしており、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。

#### 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備えて、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
とくだ やすゆき 徳田 靖之 (昭和19年4月30日生)	昭和44年4月 弁護士登録 現在に至る 昭和48年8月 大分県弁護士会入会 現在に至る 徳田靖之法律事務所開設 平成17年4月 弁護士法人 徳田法律事務所所長 現在に至る 平成25年8月 当社監査役に就任 現在に至る	一株

(注) 1. 監査役後藤末弘氏が平成25年8月30日に逝去したため、同日付で徳田靖之氏が社外監査役に就任しました。

2. 徳田靖之氏は、平成26年6月26日開催予定の定時株主総会終結の時をもって、監査役を任期満了により退任いたします。

3. 徳田靖之氏は補欠の社外監査役として選任するものであります。

4. 徳田靖之氏を、補欠の社外監査役候補者とした理由は、次のとおりであります。

徳田靖之氏は、弁護士として企業法務に精通し、企業経営を統治する十分な見識を有しておられ、平成25年8月より10ヶ月間社外監査役として職務を適切に遂行しております。

5. 徳田靖之氏は、弁護士法人徳田法律事務所の所長であり、同事務所と当社は法律顧問契約を締結しております。

6. 当社は、徳田靖之氏との間で会社法施行規則第76条4項8号の規定により現在責任限定契約を締結しております。徳田靖之氏が監査役に就任された場合には、会社法第427条第1項の規定により責任限定契約を締結する予定であります。その内容の概要は、次のとおりであります。

社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合、その限度額は会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額とする。

**第5号議案** 退任取締役及び退任監査役に対し退職慰労金  
並びに退職弔慰金贈呈の件

平成26年5月13日に逝去されました故代表取締役石井見敏氏及び平成25年8月30日に逝去されました故監査役後藤末弘氏のご遺族に対し退職慰労金に代えて弔慰金を、また、本総会終結の時をもって辞任により退任いたします取締役辻野治弘氏及び本総会終結の時をもって任期満了退任いたします取締役吉田彰憲氏及び監査役徳田靖之氏に対し退職慰労金を、在任中の功労に報いるため、当社の定める一定の基準による相当額の範囲内において贈呈いたしたいと存じます。

なお、その具体的な金額、贈呈の時期及び方法等は、退任取締役については取締役会に、退任監査役については監査役の協議にご一任願いたいと存じます。退任取締役及び退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏 名	略 歴
い しい 石 井 見 敏 み と し 敏	昭和54年1月 当社代表取締役 平成26年5月 逝去
つ じ の 辻 野 治 弘 は る ひ ろ 弘	平成5年6月 当社取締役 現在に至る
よ し だ 吉 田 彰 憲 あ き の り 憲	平成24年6月 当社取締役 現在に至る
と く だ 徳 田 靖 之 や す ゆ き 之	平成25年8月 当社監査役 現在に至る
ご と う 後 藤 末 弘 す え ひ ろ 弘	平成15年6月 当社監査役 平成25年8月 逝去

以 上





## 株主総会会場ご案内図

株式会社 石井工作研究所

本社ビル 8階ホール

〒870-0823 大分県大分市東大道2丁目5番60号

TEL 097 (544) 1001



(交通のご案内)

JR大分駅上野の森口より徒歩で8分かかります。

JR大分駅構内の通行ができますので、府内中央口からのタクシーの送迎は中止いたしております。何卒ご了承ください。

駐車場は準備しておりますが、大分駅南土地区画整理事業の進捗に伴い、道路の位置変更等が行なわれておりますのでご注意ください。